

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

292
07/11/15

核兵器・核実験モニター

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

自治政府、 「非核スコットランド」を宣言 英のトライデント更新問題に新局面

イギリスの唯一の核兵器である潜水艦発射弾道ミサイル「トライデント」システムの更新をめぐる、市民の反対運動を背景に、スコットランド自治政府と議会が立ち上がった。10月22日、グラスゴーで自治政府が主催するトライデント・サミットが開催され、市民社会の代表と政府が今後の方針を話し合った。それに先立ってサルモンド自治政府首相は、核不拡散条約（以下、NPT）加盟国大使に書簡を送り、反対の立場を伝えるとともに、NPTのオブザーバー地位を確保したいとの意思を伝えた。環境問題をテコに、トライデント問題は新局面を迎える可能性がある。

経過

イギリスが保有する唯一の核兵器である現有のトライデント・システムが、2025年までに耐用年限を迎えるということで、その更新問題が世界の注目を集めてきた。もし、イギリス国民が更新に反対すれば、イギリスは非核化され、5つのNPT上の「核兵器国」が4つに減るといった歴史的な変化が起こるからである。しかし、昨年12月4日にブレア政権が「トライデント・システムの更新を提案した白書」連合王国の核抑止力の未来」を出し¹、今年3月14日にこの政府提案を支持する動議がイギリス議会下院を通過した²ことで、大きな山場を超えたと理解されてきた。

一方で、トライデント潜水艦の基地であるファスレーン海軍基地をかかえるスコットランドでは、国際的な規模で365日間の非暴力封鎖活動「ファスレーン365」が、昨年10月1日から続けられていた。そんな中で、5月3日のスコットランド議会選挙でスコットランド国民党（「民族党」という訳もある。SNP）が多数派になり、歴史上初めて「核兵器のないスコットランド」を掲げる自治政府が成立した³。

グラスゴーでトライデント・サミット

10月22日、グラスゴーでスコットランド自治政府が主催する「核のないスコットランドの未来」と銘打ったトライデント・

サミットが開催された⁴。サミットでは、教会、労働組合、地方自治体などの代表者と政府代表者の間で、トライデント更新という英政府の決定がスコットランドに及ぼす影響について議論が行われた。

参加したニコラ・スタージョン副首相は、「トライデント・システムの更新と、スコットランドの地における大量破壊兵器の配備に反対する自治政府の立場は、大多数の国会議員、地方議員と市民によって共有されている。防衛問題が現在ウエストミンスター専権事項であるという事実を踏まえた上で、英国政府にたいし我々の強い反対の意志を伝達することが重要である」と述べ、自治政府の権限で

今号の内容

非核スコットランドの決起

<資料> 自治政府首相の書簡

米議員、米印核協力を反対を訴え

核疑惑：デンマークの教訓 第4回

〔新連載〕海兵隊グアム移転を追う

【連載】被爆地の一角から(24)

米大統領選と核政策 土山秀夫

実行できることを全て行う意志があることを表明した⁴。

サルモンド首相の手紙

このサミットに先立って、アレックス・サルモンド・スコットランド自治政府首相 (SNP) は、イギリスに大使館ないし領事館を置く (NPT 参加国 (合計122か国) の大使に書簡を送付した。日本の大使館にも送られているはずである。ピースデポでは手紙のテキストを入手することができたので、それを全訳した (2ページ)。

手紙において首相は、英国政府の潜水艦発射弾道ミサイル (トライデント) システムを更新する方針に反対であるというスコットランドの立場を明確に伝え、その上で、スコットランドの人々の熱意と関心を直接的、かつ効果的に表明するため、今後のNPT会議へのオブザーバー参加を支持してくれるよう要請している。

手紙全体において、「核兵器のないスコットランド」を実現しようという民族主義的な政党の強い意志を窺うことができる。「核の時代が1945年に幕を明けてから初めて、スコットランド人民は核兵器に反対する自治政府を選出しました」と述べ、また、「スコットランド人民とその選出議員の大多数はこの配備に反対しています」と、イギリス議会の決定はスコットランド人民多数の意思に反することを、サルモンド首相は強調している。

スコットランド議会の動向

サルモンド首相が、「スコットランドの意思」と言っているものには裏付けがある。SNPが選挙で勝ったことも裏付けの一つであるが、前述した3月14日のイギリス議会のトライデント更新動議への投票にスコットランド出身議員の多数は反対した。すなわち、下院では、政府決定を支持する動議が、賛成400、反対161の大差で可決された (与党労働党から88名の造反) が、スコットランド選出の59議員に関してみると、賛成22、反対33、棄権4であり、全国の傾向とは全く異なる結果が出ている。つまり SNPのみならず超党派の多数が反対票を投じたのである。

新政府下の6月14日のスコットランド議会においては、以下の動議が採択された⁵。

「議会は、スコットランド選出の国会議員の大多数が、2007年3月14日にトライデント更新を拒否する票を投じたことを慶賀し、防衛問題に関する決定はイギリス政府と議会の専権事項であると認識し、よってイギリス政府が白書『連合王国の核抑止力の未来』の提案を現時点で進めないことを要求する。」

この動議の原案は、グラスゴー選出、緑の党のバトリック・ハービエが提出した。この原案には、防衛問題が自治政府の権限に属さないという現状が書かれていなかった。これに対して、保守党、労働党、自由民主党から修正案が出され、最終的には4回目の修正案について採決され、賛成71、反対16、保留39、棄権3との投票結果によって上記の動議

次ページ下段へ

スコットランド自治政府首相アレックス・サルモンドがNPT締約国駐英大使に宛てた書簡

2007年10月
大使閣下

私は、核不拡散条約 (NPT) の一締約国の代表としての大使閣下に、この手紙を書いております。それは、NPT下における我が国の核軍縮義務を遂行することにおいて、できるかぎり建設的な役割を果たそうとしているスコットランド自治政府の見解と決意をお伝えするためです。私たちはまた、スコットランド人民の熱意と利益をより直接的かつ効果的に代弁できるように、今後のNPT会議においてオブザーバーの地位を得る可能性を追求したいと思っています。そのような地位を要請する折には、貴国政府の支持を得られることを希望しています。

ご承知のように、イギリスは現在、潜水艦4隻によるトライデント核兵器システムをスコットランドのファスレーン海軍基地から展開しています。さらにイギリスはそこから数マイル離れた沿岸にあるカルポートに最大200発の核弾頭を備蓄しています。今年3月、イギリス政府はイギリス議会でトライデントシステム

更新のための仮決定を強引に通し、よって2050年以降も引き続き核兵器を製造、配備する意図を示しました。スコットランド人民とその選出議員の大多数はこの配備に反対しています。

この5月、核の時代が1945年に幕を明けてから初めて、スコットランド人民は核兵器に反対する自治政府を選出しました。6月14日には、スコットランド議会は核兵器に関するイギリス政府の政策との関連で次の動議を議論しました。

「議会は、スコットランド出身議員の大多数が、2007年3月14日にトライデント更新を拒否する票を投じたことを慶賀し、また防衛問題にかんする決定はイギリス政府と議会の専権事項であると認識し、よってイギリス政府が白書『連合王国の核抑止力の未来』の提案を現時点で進めないことを要求する。」

スコットランド議会は、トライデント核兵器システム更新のイギリス政府案に一目瞭然と圧倒的な反対を示し (71対16、棄権39) 核兵器のないスコットランドという自治政府のビジョンに幅広い支持を明示しました。

議論のあいだ、スコットランド自治政府は、スコットランド人民多数の考えを反映し、トライデント更新のイギリス政府案のどの側面が自治権移譲下にあるスコットランドの義務に

影響を及ぼすのかを慎重に考えると意図を示しました。私たちは、その義務に照らして、更新プログラム、および核兵器の保持と配置に関する一般原則の両方に関して、イギリス政府が態度を変えるよう説得するために、できるかぎりのことをすると表明しました。

スコットランドの憲法上の未来については様々な見解があることを認識し、私たちの自治強化につながるような憲法改正の選択肢に関してスコットランド市民民族対話を始めました。スコットランドの憲法上の未来に関するこの議論の一部として、トライデント更新の含意や核兵器のないスコットランドの姿を議論するべく、カギを握る国中の利害関係者による高レベル会議を催します。

私は、スコットランドが国際平和と安全保障に責任を持って深く関与し、さらにNPTおよび他の国際協定や条約に含まれる核軍縮・不拡散条項の履行を要求する努力に参加したいと強く望んでいることを確約いたします。閣下や閣下の政府がこの問題をもっと話し合われたいならば、ご遠慮なく私にご連絡ください。

アレックス・サルモンド

スコットランド議会議員

スコットランド自治政府首相

(訳:ピースデポ)

3人の米議員が 米印核協定に異議

エレン・タウシャー、サム・ファー、エドワード・マーキーの3人の米民主党下院議員が、米印核エネルギー協定を承認するか否かの重要な鍵を握る核供給国グループ(NSG)参加国(日本もその一つ)の外務大臣あてに手紙を送った。その中味は、包括的核実験禁止条約(CTBT)と兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の発効を条件としなければ、米印核エネルギー協定を承認してはならない、と訴えるものである。これは、現在の米国とインドの核兵器政策の根本的転換を要求する内容であり、事実上の協定の拒否を意味するであろう。以下に手紙の全文を訳出する。(編集部)

2007年10月4日

核供給国グループ外務大臣各位:

2006年12月18日 ジョージ・W・ブッシュ大統領は米国とインドの間で、核技術、核物質の相互協力促進のための協定、つまり2006年ヘンリー・J・ハイド米印平和的原子力協力法に署名しました。

我々は同法第102節の中で議会の見解を表明していますが、その点に関し貴職の注意を喚起いたしたく筆をとった次第です。それは次のように述べています。

(1) 核兵器、その他の大量破壊兵器、それら兵器の生産手段、及びそれらの運搬手段の拡散を防止することは、米国の外交政策の極めて重要な目的である。

前ページから

が採択された。129議席のうち反対はわずか12%、賛成は55%という多数の支持で動議は承認された。賛成は、SNP、緑の党の全員、無所属1、労働党5、反対は保守党全員、保留は労働党39であった。修正案には、「防衛問題に関する決定はイギリス政府と議会の専権事項であると認識し、」が加えられている。

環境問題が鍵

防衛問題がイギリス政府の専権事項であっても、スコットランド自治政府は、トライデント更新計画に関する健康、安全性、環境への影響など多くの側面から自治権限を行使することができる。トライデント・システム更新のためには新たな施設の建設が必要となる可能性あるが、それにはスコットランド担当大臣の建設許可が必要となる。その際、スコットランド環境保護省によって管理される汚染規制に違反しないかどうか問題になる。また、核兵器施設から基地までの核兵器の輸送に伴う安全や健康への影響の問題も自治政府の安全基準に照らしてチェックされねばならない。潜水艦が配備される港での、スペースや水深不足、潜水艦が世界で最も混雑した航路の一つを航行することに伴う危険性の問題なども重要な課題である。スコットランド政府は、これらの諸問題に関わって、あらゆる手段を講じることで、トライデント更新計画に抵抗することができる

(2) 核不拡散条約(NPT)を堅持して、この条約の履行、とりわけ検証と遵守、を強化することは、米国の核不拡散政策の要である。

こういった関心事は、第103節において次のことを強調していることに示されています。すなわち、第103節では、NPTの枠内か枠外かを問わず、非核兵器国が核兵器を生産する能力を開発することには反対であるというのが米国の政策である。核技術の平和的利用の権利は核不拡散の目標と矛盾するものであってはならない、核供給国グループのルールや慣行と一致した行動をとらなければならない、そしてまた、できるだけ早期にカットオフ条約(核分裂性物質生産禁止条約)を成立させる、と述べています。

う。

トライデント更新問題が新局面を迎えたとと言える。

国際的支援を

私たち日本の市民にできることも大いにある。サルモンド書簡を受けとった日本政府が、スコットランド政府の立場を支持し、NPTへのオブザーバー参加に賛意を示すよう日本政府に働きかけることが重要である。さらに、日本における市民の行動を、スコットランド政府、議会、および市民運動に伝えることで、日本の市民が国際的支援を作り出すための一端を担うことが求められている。(湯浅一郎、梅林宏道)

注

1 「核兵器・核実験モニター」270号(06年12月15日)

2 「核兵器・核実験モニター」278号(07年4月15日)

3 詳しくは、下記URL参照。

faslane365.blog86.fc2.com/blog-entry-28.html

「ウィキペディア」によると現在、SNPIはスコットランド議会129議席のうち47議席、イギリス議会のスコットランド議席59のうち6議席、ヨーロッパ議会のスコットランド議席7のうち2議席を占めている。

4 07年10月22日、スコットランド政府報道発表。

www.scotland.gov.uk/News/Releases/2007/10/22111017

5 スコットランド議会ホームページ

我々はこれらの目標に強く賛同しており、我々が貴国と共有したいと願っていることは、さらなる明文化がなければ、この立法に含まれる取り扱いは核兵器や核技術の拡散を減少させる努力に悪影響を及ぼしうる、ということです。ハンス・ブリクス博士が今年6月に議会の事務所(複数)を訪れた時、核兵器拡散に関して次のように彼の懸念を表明しましたが、我々はそれに同意するものです。

「私は核兵器の拡散に及ぼす影響を心配しています。これらの懸念は、もし仮に、インド、パキスタン、米国、そして他の国々が包括的核実験禁止条約、並びに、兵器用核分裂性物質の生産を全面禁止する検証可能な国際条約の達成・遵守を誓約するならば払拭されるでしょう。この種の誓約がない限り、提案されている取り扱いはアジアにおける軍拡競争に火を注ぐ危険性があるのです。」

ブリクス博士の懸念はもっともであり、博士が発する警告は彼が示唆するようにして対処するものであると、我々は信じます。つまり我々は今、貴職が米印核協力協定を承認することによって、すべての当事国の利益を増進できる好都合な機会を得ていると信じます。しかしながら、この機会を逃さず正当な経済的利益を共有し、同時に核不拡散という至上命令を促進するために、以下の2つの要素を条件として、貴職がこの協定に賛同するよう、我々は要請します。

1. 包括的核実験禁止条約の発効;
2. 強固で、かつ有効な国際的検証措置をもった核分裂性物質生産禁止条約の発効

我々がCTBTの重要性を取り立てて言う必要はありません。CTBTは今もNPT上の誓約の完全順守を示すリトマス試験であり、我が国が最近の国連総会決議において、同条約を支持しないとする北朝鮮と行動をともにした唯一の国であったことは、我々が今も困惑しているところです。すべての国々が、同条約の発効のためにあらゆる努力を傾注しなければなりません。CTBTは、我々すべてが希求する国際平和と安全の枠組みの支柱であり、CTBTの実現に向かってあらゆる機会を逃してはなりません。さらに、核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)に関しては、既存の決議の中で既に明確な言語で支持されています

が、しかし、レーガン大統領の有名なマントラ、すなわち、「信頼せよ、しかし検証せよ」という言葉を実践しないかぎり不十分であると我々は感じます。

これらの提言は最近、2007年1月4日のウォールストリート・ジャーナルに掲載された、ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ペリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、サム・ナンという超党派の人々によって書かれた「核兵器のない世界」という題名の書簡、さらには大量破壊兵器委員会の勧告と軌を一にするものです。

ここで想起して頂きたいことは、すべての国々は、1998年6月の国連安全保障理事会決議1172を尊重する義務を負うということです。同決議は、インド、パキスタン両国に対し、これ以上の核実験を自制し、CTBTに署名し、兵器用核分裂性物質を生産しないことを要求しています。インド、パキスタンの核実験に端を発して採択されたこの決議はまた、「すべての国家が、インドまたはパキスタンの核兵器を目的とする計画を、どんな方法であれ手助けすることになる装置、物質、または技術の輸出を阻止するよう奨励する」としています。

CTBT発効促進のための2005年の国際会議の席上、オーストラリアの外務大臣アレクサンダー・ダウナーが述べたように、「明確に申し上げます。核兵器実験に関しまして、実験の自発的なモラトリアムを歓迎いたしますが、しかし、これは恒久的、かつ法的拘束力のある条約発効の代用にはなりません。」

法的に規定された規範や義務に基礎を置くような国際的安全保障に異議を唱える人々が、NPTが土台とする構造そのものに挑戦しているこの危機的な時代に照らして、どうぞこれらの提言をご考慮下さい。

敬具

エレン・タウシャー(下院議員)
サム・ファー(下院議員)
エドワード・マーキー(下院議員)

(訳:樋口征子、ピースデポ)



エレン・タウシャー



サム・ファー



エドワード・マーキー
(各議員のHPより転載)

大統領候補者と核政策

来年の米国大統領候補者として名乗りを上げている議員の内、核政策で態度を明らかにした民主党の3人について注目してみたい。

最も徹底していると思われるのはデニス・クシニッチ下院議員である。民主党議員でただ一人、イラク戦争に反対しただけでなく、一貫して「平和省」の創設を公約に掲げている。平和を構築し、暴力を防ぎ、軍事的紛争をなくそうとの立場から、核兵器廃絶は絶対に実現させてみせると主張する。被爆地長崎にとって忘れられないのは、今年4月、伊藤一長・長崎市長（当時）が凶弾に倒れたとき、伊藤氏の核廃絶への努力に対して敬意と弔意を表した書簡まで発表してくれたことであろう。

2人目はバラク・オバマ上院議員である。初の黒人系大統領実現か、と騒がれるほどの人気があり、民主党候補指名レースの本命とみなされるヒラリー・クリントン上院議員にひと頃並ぶ勢いがあった。オバマ議員は米国の政策が古い考え方に捉われている一つの証拠として、すでに崩壊した旧ソ連に対する核抑止の思考から脱していなかったと批判。そうしたことがインド、パキスタン、北朝鮮などの新たな核保有国の出現を許す結果を生んだ。もちろん米国の一方的な核政策の廃棄には反対であるが、もし自分が大統領になれば世界的な核兵器の核兵器の廃絶を目指すつもりだという。具体的には核軍縮交渉の義務を果たすこと、兵器用核分裂物質生産禁止（カットオフ）条約を締結させること、ロシアとの交渉を通じて核兵器を大幅に削減させることなどを挙げている。

一方、ヒラリー上院議員はこれまで通り核抑止政策の維持を唱えていたが、最近になってロシアとの交渉によって核軍縮をさらに促進させること、また核不拡散条約（NPT）の柱として包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准促進を公約として発表している。

以上3氏の核軍縮に対するアプローチの仕方は、重複する部分もあるものの、記載した順序に積極性の強さの差が読み取れる。従って核問題以外の政策をもし不問に付した場合、被爆地としてはクシニッチ議員の核政策に最も期待をかけたくなっていく。ところが皮肉なことに下馬評によれば、民主党シンパからは全く逆の順序に支持されているという。ほぼ拮抗しているとみなされていたオバマ議員も、最近では資金面でも人気の面でもヒラリー議員に大きく水をあげられつつあるようだ。クシニッチ議員に至っては、9月現在でわずか3%前後の支持率に過ぎず、奇跡でも起きなければ勝利は覚束無い。

民主党の大統領候補指名までまだ時間が残されているといっても、ここに来てヒラリー議員の優位が固まりつつあるのは確かであろう。そのヒラリー議員について面白い話を聞いたことがあった。昨年8月初め、フロリダ州にあるタンパ大学の助教授と講師の2人が、筆者に会うために長崎を訪ねてきた。いずれも女性の国際政治学専攻の教官で、日本における被爆者運動と長崎での反核・平和活動との関係が知りたい、との目的であった。その点についての話が一段落したとき、筆者は次の米国大統領候補としてヒラリー議員が最有力と思うかと尋ねてみた。彼女らは共和党から余程の魅力ある人物が出てこない限り、そうなる可能性が高いだろうと答えた。あなたたちもヒラリー議員を支持するかと問うと、互いに顔を見合わせながら二人とも民主党支持者ではあるが「ノー」とキッパリした口調で言った。ヒラリー議員はあれほど有能なのに、エリート意識が強過ぎる点が嫌いなのか、と重ねて尋ねると、助教授は肩をすくめて皮肉っぽく言葉を返した。「女性で彼女を支持する人たちの多くは、たぶんビル・クリントンのひいき筋でしょうね」



特別連載エッセー 24

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

（題字も）

歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その1)

梅林宏道、大滝正明

これまでの連載

問題意識と発端 ツーレ事故とタイコンデロガ事故(285号)

デンマーク政府の決断 半独立機関に解明を委託(288号)

ハンセン文書 首相が持ち込みを暗に容認(290号)

核持ち込み黙認の伝承

1957年11月のハンセン文書によって、米国がグリーンランドへの核兵器配備に暗黙のゴー・サインを得たと理解したことは、米国の歴史公文書から明白であることを前号で示した。一方、デンマーク国内においてそのような理解が政府内に形成されたかどうか、それが歴代政権に伝承されたかどうか、事実解明にとって重要な関心事である。しかし、「白書」はそれを解明するに足る歴史資料が存在しないことを明らかにしている。

「ツーレ白書」の調査結果によれば、デンマーク政府の公文書の中にH・C・ハンセン文書の内容に関する言及を含んだものはほとんどない。

1968年のツーレ事故までの期間、外務省によって作成されたグリーンランドに関連するデンマークの核政策に関する重要文書リストの中に、ハンセン文書の名前は定期的に現れていた。しかし、リストには内容については何も言及されておらず、しかも当時の分類で「コスミック(デンマーク語ではコスミスク)に分類される機密文書に指定されていた。この機密指定は、最高度の機密に属し、「知る必要」の原則が適用される。つまり前もって、きわめて限られた範囲でのみ書類へのアクセスが許される仕組みが作られていた。

「ツーレ白書」は、H・C・ハンセン文書に直接言及している史料として2つの歴史文書を特定している。クラーク日記(59年8月)と外務省メモ(59年6月)である。

クラーク外相の日記

58年10月に外相に任命されたイェンス・オット・クラーク外相は、59年8月25日付けの日記に次のように書いている。

「57年11月、グリーンランドにおける米国の核兵器貯蔵に、H・C(訳注:ハンセン首相のこと)とスベニングセン²が暗黙のうちに緑信号を灯したのは不安だ。その背景には、政府としての判断はまったくなかった。[議会の]外交政策委員会ではなにごと説明されなかった。わたしはH・Cに、わ

れわれは政府と委員会に関して問題を正すべきだ、と言った。彼は考慮するだろう。難しいのは2年も過ぎてしまったことだ。おそらくわたしには、何が実際に起こったかについてワシントンで何か情報を得て、出てきた情報を何であれ示すことができるかもしれない?」(「ツーレ白書」第2巻、304ページ)

「ツーレ白書」によると、クラークがこの問題を追求したという証拠はない。しかし、この文書は極めて重要な情報を含んでいる。つまり少なくともハンセン文書の2年後に、外務大臣はその内容を知っており、政府と議会が内容を共有すべきであると考えていたという事実である。また、その後、ハンセン文書に係る史料が残っていないことと重ねると、クラーク外相が意図した事態の矯正が行われなかったことが、事実上それ以後の是正の機会を失わせたことを示唆している。結果的には、国民を騙すデンマークの非核政策の二重基準が長期化することにつながるのである。

外務省メモ

もう一つの外務省メモは報道対応を検討する省内作業の中で作成された。

この時期のデンマークの報道機関はグリーンランドに核兵器が存在することを強く示唆していたため、外務省は報道機関からの質問をどのように扱うかについて議論をした。

議論は外務省の何らかのグループの中で検討されたと思われる。しかし、当時の省内の資料を調査したはずである「ツーレ白書」は、H・C・ハンセン文書の正確な内容について、省内の誰もまったく知らないか、せいぜいきわめて僅かな人数しか知識を持ち合わせていなかった、と結論づけている。そんな中で、59年6月4日付のある文書は、(デンマーク議会の)外交政策委員会を外相が質問をされた場合の回答要領の草稿だと思われるが、それは少なくともH・C・ハンセン文書の本質について知っている者によって起草されたようであった。その文書のテキストの日本語訳を資料(7ページ)として掲げる。

資料を読んで明らかなように、ここには「米国がグリーンランドに核兵器を配備する可能性は否定できないが、米国は通告の義務を負っていない。デンマークの主権を行使して調査することは可能であるが、それを追求しないのがデンマークの利益である」という趣旨が述べられている。これは、極めて率直な問答草案であり、ハンセン文書の内容を踏まえた内容である。

「ツーレ白書」は、このメモの内容が外交政策委員会、報道機

関、その他に伝えられた証拠はまったく発見されなかったとして
いる。したがって、この内容は外部には出なかったと考えるべきで
ある。他方で、クラーク外相がこの書類を目にしたことはきわめ
て可能性が高いであろう。それが、2か月半後に書かれた上記の
日記につながったと考えられる。このような状況の中で、「ツレ
白書」がハンセン文書が一部の人の間に留まりながらも、こ
のメモのような理解が、その後の政府の対米・対国民（議会）対
処基準として定着していったことを次のように結論づけている。

「それ（59 6外務省内メモ）を対外的に使用することが禁止さ
れたという事実にもかかわらず、その文書がハンセン文書の（デン
マーク）当局としての処遇と解釈として機能していった。（略）

ハンセン文書は、デンマークにとっても米国にとっても、それ以
後の枠組みを形成した。このテーマに関する原則問題に関して、
ハンセン文書に匹敵する両国の接触は1968年まで行われなかつ
た。（「ツレ白書」英語版「要約」26ページ）

ツレ事故はこのような中で発生したのである。

矛盾に満ちた非核政策の定着

H・C・ハンセン文書が作られた3か月後には、グリーンランドへ
の米国の核兵器配備が始まった。99年に明らかになった米国防
省文書によれば、58年2月から約8か月間の短期間、少数の核爆
弾がツレに配備された³。しかし、ハンセン文書が米国とデン
マークの両政府に沈黙のルールを引いたので、報道機関の関心
が続いたにもかかわらず、事態はデンマーク政府に破局的な損
失をもたらすことはなかった。

前述したように、ソ連からの圧力がグリーンランドの核政策の
基本的背景として存在しているが、ハンセン文書が公にされず、
また米国も支障なくグリーンランドの軍事利用を確保することが
できたので、デンマークはソ連の非難を同じやり方でかわすこと
ができた。そのやり方というのは、通常、まず非難を否定し、それ
に加えて批判された措置はまったく防衛的な性格のものだと請け

合うものだった。さらに、デンマーク領土をソビエト連邦に対する
攻撃のために使用する許可をけつて与えないだろうと、繰り返し
強調した。このような外交的な反対攻勢の一部として、60年9
月、デンマークは国連において、グリーンランドが均衡のとれた国
際的兵器相互査察の一環として査察に供させるべきであると注
目すべき提案を行った。この提案は米国も支持したが、それは実
現しないだろうというのが一般的な見方であった。ツレ白書」
は述べている。つまりハンセン文書によって進行しているグリー
ンランドの核兵器を含む軍事利用が損なわれないという見通し
があった上で、外交攻勢がかけられたと言うことであろう。

一方で、公の場では、57年に定式化されたデンマークの非核
政策が周知され、国際的にも定着していった。

一つの現れ方は、NATOにおけるデンマークの立場であった。
60年4月のNATO閣僚理事会で、デンマークの非核政策は同盟
国によって留意され、デンマークの政策の構成要素であると見な
されるようになった。この背景には「北欧バランス」という考え方
があった。58年1月21日にデンマーク議会で非核政策が議論され
たときには、ソビエトの関心が「デンマークの属する地域」の防衛
体制に向いていることが理由として挙げられていた。その後、北
欧諸国が独自の東西の同盟関係を結びながら、北欧全体として
東西両ブロックの間で均衡を保つユニークな地域となっている
といふ「北欧バランス」が認識されるようになった。したがって、ス
カンジナビア諸国のうちの一国が核兵器を入手したり、配備を受
け入れれば、その均衡が崩れ去ると考えられ、デンマークの非核
政策はNATOでも了承されたのである。

当然ながら、一方で、デンマークの非核政策を認知すること
が、NATOの結束を乱す効果を生むことが懸念された。そこで、
NATO全体の核政策および核戦略を絶対に問題にしないこと、
あるいは問題をはらんでいると考えられる場合であってもその決
定を拒絶しないことが重要だと考えられた。

デンマーク国内でも、非核政策遵守の建前がハンセン文書の
秘密維持を基礎にして進行したが、紙面の都合でその部分は次
回に書くことにする。また、ハンセン文書が辿った経過は、日本
における大平・ライシャワー合意（1964年）を想起させるが、それが
次の主要なテーマになる。

資料 デンマーク外務省内部メモ （1959年6月4日）

（1951年の協定*には、その地域の安全を保全するために
米国が必要であるとする手段に関して、米国がデンマーク
に伝えるべきだとはどこにも書いていない。言うまでもなく、そ
れはわれわれが情報を入手することができないということでは
ない。なぜなら、デンマーク当局はグリーンランドを自由に移動
する当然の権利を放棄してはいないのだから（第 3 条 b 参
照）しかし、われわれは、合衆国が極秘のうちに核弾薬を配
備することができることを非常に重視していること、また、デン
マークも含めた西側の安全はこれらの核兵器の貯蔵が攻撃
やサボタージュによって破壊されないことに依存しているこ
と、核兵器の貯蔵位置はそれ故に大いなる秘密のベールに包
まれざるを得ないことを理解している。その理由から、つまり
これはまたデンマークに利益にもつながるので、米国が運営
するグリーンランドの特別防衛地域内で、いついつに、あるい
は恒久的に、核弾薬が貯蔵されているかどうかを政府は調査
すべきであるとは考えて来なかったのである。

（出典：「ツレ白書」英語版「要約」25ページ）

*米国とデンマークの間で結ばれた「グリーンランド防衛
協定」。その解釈において、ハンセン文書は米国が核兵器
を配備することを暗黙の内に認めた。（訳：筆者）

注

1 デンマーク国際問題研究所（DUPI）冷戦下のグリーンランド - - 1
945 - 68におけるデンマークと米国の安全保障政策（1997年）のこ
とを「ツレ白書」と呼ぶ。白書は2巻より成り、第1巻は分析（614ページ）
第2巻はデンマーク及び米国の公文書のコピー（473ページ）と条約文
テキストを収めている。また、第1巻の最終章（第18章：要約と結論）は
英語版も作成されている。

2 ハンセン文書が作られた、ハンセン首相とピーターソン米国大使の
会談に関わったデンマーク外務省高官。

3 「核兵器・核実験モニター」第102号（99年11月1日）、99年にウィリア
ム・アーキンらが情報公開法によって入手した機密文書「核兵器の保
管と開発の歴史：1945年7月 - 1977年9月」によればグリーンランドには
58年から核爆弾が約10か月間配備されていた。また、同年にハンス・
クリステンセンが情報公開法で入手した「1958年の戦略空軍の歴史」
には、米戦略空軍（SAC）が1958年6月時点で配備していた核兵器の
場所を示す完全リストが含まれていたが、それによると、ツレ配備の
核爆弾はMk36型水素爆弾（最大威力10メガトン）であった。（他に弾
頭を外した核爆弾も配備されていた。）

軍人数3倍の 戦力投射・兵站ハブに増強？

太平洋軍司令部の「統合軍事開発計画」

はじめに

日米政府による在日米軍再編の最終合意文書「再編実施のための日米ロードマップ（2006年5月1日）」において、「約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員とその家族9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに、グアムに移転する」ことが合意された。移転に伴う施設建設などの費用の約60%にあたる61億ドルは日本政府が負担する。この費用負担のために、国際協力銀行（JBIC）を活用することを目的の一つとする「米軍再編特措法」も07年5月に成立、8月29日に施行された。

「日米ロードマップ」では、グアム移転の完了は、普天間基地の機能縮小と嘉手納以南の7海兵隊基地の返還（全面6、部分1）の条件とされた。同時にグアム移転は、「日米ロードマップ」では別の事案として扱われた、14年を目標とする普天間代替施設の建設と普天間全面返還という計画とも連動しうることが明らかになってきた。このように「グアム移転」の成否は、基地負担の大幅軽減という沖縄の悲願達成の鍵を握っているといっても過言ではない。

一方、昨年来明らかになったのは、米軍がグアムの基地の大規模増強という野心的な計画を持っていることである。この基地増強計画は、グアム現地では、日本を含む多額の資金の投入による建設工事、関連インフラ整備による「特需」を期待する声がある一方で、環境、社会、文化における負のインパクトに対する批判と反発が、先住民・チャモロ社会を中心に広がっている。

この連載では、様々な要因が絡み合い複線的に進むであろう海兵隊グアム移転問題を、米軍の世界的再編という流れと、それがもたらすグアム社会への影響、人々の声、資金提供という日本の関与など様々な側面から立体的に捉え、日本市民のあるべき選択を探ってみたい。

グアムと米軍

面積549平方キロメートル（淡路島とほぼ同じ）に約16万人の人々が暮らすグアムは、「日本から最も近い米国」として人気の高いリゾート地であるが、同時に「軍の島」でもある。スペイン、日本による植民地支配から解放された後施政権を得た米国は、その地勢的位置からグアムを戦略的要衝に位置づけてきた。

90年代、基地閉鎖再編（BRAC）の波がグアムを襲い、多くの基地が閉鎖された。この流れが沖縄に及ばなかったことが現状につながるのであるが、それでも、今、グアムの土地の30%は米軍基地で占められている。



グアムの住民の37%は先住民チャモロが占める。1950年に米国の自治属領となり、住民は本会議での議決権を持たない下院議員1人を選出できるが大統領の選挙権は持たされていない。その代わりに公選の州知事と一院制の議会を持つが、権限は限定的されている。米軍は、土地の収用の権限も持ち、米軍政下の沖縄を思わせる半植民地的の状態である。

主要な米軍基地は二つある。北部のアンダーセン空軍基地は3000メートル滑走路を2本持ち、戦略爆撃機B52、B2がローテーション配備されている。戦闘機部隊の常時駐留はないが有事出撃拠点になる。もう一つの主要基地は、西部のアブラ海軍基地である。ここは横須賀の第7艦隊司令部に属し、攻撃型潜水艦2隻が母港を置いている。さらにこれらの付属施設として、弾薬庫や通信施設が置かれている。

「グアム統合軍事開発計画」

06年7月11日、米太平洋軍司令部（USPACOM）は、「グアム統合軍事開発計画（GIMDP）」³と題された基地強化計画を発表した。

この計画は、米軍の世界的態勢見直し（GPR）プロセスの中で国防総省が策定した「統合世界態勢と基地配置戦略（IGPBS）」⁴を実行することを目的とした「概念的計画」として、基本計画＝マスター・プランの前段階として、太平洋4軍司令部が合同行った2年に及ぶ検討結果を集約し、太平洋司令官の承認を得た公式文書⁴である。（日本政府の「公式資料とは認識していない」という答弁は事実に反する）

IGPBSがグアムに関連して示した方針は次のとおりである：

海兵隊の陸上及び航空部隊を様々な場所からグアムに集約する。

近代的沿岸戦闘艦、戦闘兵站支援艦、潜水艦、水上

GIMDPIによる人員増強計画

軍種	現状(05会計年度)			GIMDPI将来計画			増加数			増加率
	現役軍人	家族	計	現役軍人	家族	計	現役軍人	家族	計	
海兵隊	3	2	5	9,700	8,550	18,250	9,700	8,550	18,250	+++
空軍	1,930	2,280	4,210	4,560	3,730	8,290	2,630	1,450	4,080	+97%
海軍	4,350	5,230	9,580	5,600	5,280	10,880	1,250	50	1,300	+14%
陸軍	30	50	80	630	950	1,580	600	900	1,500	+++
沿岸警備隊	140	180	320	170	230	400	30	50	80	+25%
特殊作戦部隊	-	-	-	350	630	980	350	630	980	+++
計	6,450	7,740	14,190	21,010	19,320	40,380	14,560	11,630	26,190	+185%

海軍の将来計画には一時寄港する原子力空母の乗員は含まれない。

支援艦及び高速輸送艦のために、米国内の前進作戦拠点港を建設する。

空軍の世界的情報・偵察・哨戒 (ISR) 及び攻撃のためのハブ開発を継続する。

太平洋軍の要求を充足する巨大な西太平洋における兵站ハブを開発し、維持する。

これらの要求を満たすために、PACOMの調査チームは、現存する7つの基地に新たに配備すべき部隊と、付け加えられるべき機能を「概念的」に示した。「概念的」というのは、定量的・数値的には未精査という意味である。

アンダーセン空軍基地: グローバルホーク無人偵察機、空中給油機の配備。戦闘機及び爆撃機のローテーション配備、海兵隊航空部隊の回転翼機の配備、空母艦載機の一時的配備。独身兵士のための兵舎など生活環境 (QOL) 関連施設、乗員・貨物用ターミナル等の新設。

アンダーセン北西地区: 海兵隊回転翼機と離着陸訓練と空軍機の無滑走路離着陸訓練施設としての新規利用。フィネガヤン及び南フィネガヤン海軍コンピュータ・遠隔通信施設 (NCTS): 海兵隊司令部の独身者用兵舎を含む4軍統合利用施設、射撃訓練施設の新設

アンダーセン南地区: 小編成部隊用訓練施設、都市型訓練施設等の新設。

バリヤガーダ海軍コンピュータ・遠隔通信施設 (NCTS): 陸軍旅団司令部及び陸軍大隊のための施設の新設。NC TSは継続。

アラバ海軍複合施設: 前進配備艦船、新型支援艦船のプラットフォーム、原子力空母の一時寄港、海兵隊の乗船施設を整備するための埠頭、陸上施設の拡充。

付属弾薬施設: 各軍共用の60mm、81mm及び40mm機関砲訓練施設、海軍と共用の海兵隊弾薬倉庫の新設。

これらは基本的に一部をのぞいて、グアムの現有施設に収容可能である。さらに、GIMDPIは次の結論を付け加える。

これらの要求を満たすには、基地と基地を結ぶ道路などの移動・輸送能力、給水、下水等のインフラが、現状では決定的に不足しており、系統的な整備が必要である。

労働力の確保、民間港湾活動との競合下での物資・器材の搬入能力、医療、教育、住宅、娯楽施設などの社会的条件が不足している。

国家環境政策法 (NEPA) に基づく環境影響評価などには少なくとも24ヶ月を要すると予測される。

兵員数は3倍近く増

以上のように、GIMSPが示すのは、グアムの米軍の様相を一変させるような基地再編である。すなわち、「戦場に一番近い米本土」であるグアムに、GPRやBRACが求める、四軍が統合された、機動性、即応性、柔軟性に富み、軍人・家族の快適な生活環境も兼ね備えた戦力投射・兵站ハブを建設しようという計画である。

そのことは、兵員・家族の配置計画を見ればより明らかになる。GIMDPIが示した人員配置計画をまとめたのが上記の表である。もし、GIMDPIの提案が全面的に実行されたならば、兵員数は現在の6,500人から実に21,000人に増加する。家族を含めれば人口16万人のグアムに26,000人の新しい人口が加わるのである。

特に注目すべきは、海兵隊である。駐留兵員数は現在の実質的に0から9700人に増える。このほとんどが沖縄から来る。空軍は2倍以上、海軍も30%の兵員増加である。

実現性に疑問も

この大幅な人口増を、グアム経済と社会インフラが果たして吸収できるのか? 資金を惜しみなく投じればそれも可能かもしれない。しかし、アフガニスタンとイラクに10万人以上の兵士を送り、戦闘を継続している米国にそのような支出は可能なのか? 誰もが疑問を抱くであろう。

次回と次々回では、GIMDPIの実現可能性に疑問を投げかけた会計検査院 (GAO) の報告書を中心に、この野心的計画が米国及びグアム現地でどのように受け止められているかを紹介する。(田巻一彦)

注

- 1 www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.htmlに外務省仮訳。本誌256号に図説と論評。
- 2 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 (平成十九年五月三十日法律第六十七号) 本誌第278号 (07年4月15日) 279 - 80号 (同5月15日) に論評。
- 3 PACOMのウェブからは消去されている。全文をご希望の方はピースデポに連絡を。
- 4 太平洋軍司令官ウィリアム・J・ファロン海軍大将の下院歳出委員会・軍事建設小委員会 (07年3月7日) での証言。

ピースデポが 「非武装地帯(DMZ)平和賞」 2007特別賞を受賞!

韓国の江原道が主催する「DMZ平和賞」は、冷戦の対立構造のなかで生まれたDMZの価値や意味、世界平和の象徴としての役割を再認識し、この地を平和具現の地とするために世界平和へ寄与した個人・団体などを発掘することを目的とするものです。05年には、故ダグ・ハマーショルド元国連事務総長も特別賞を受賞しています。

ピースデポが発足以来行ってきた、軍事力によらない安全保障体制の構築

をめざす取り組み、とりわけ東北アジア非核地帯化促進の活動が認められた結果です。また、朝鮮半島分断に責任を持つ日本のNGOが授賞した意義も大きいでしょう。

11月29日にDMZの鉄原(チョロン)で授賞式が行われます。

私たちの日々の活動を支えてくださっている会員・購読者・支援者の皆様に心からの感謝を申し上げるとともに、今後とも一層のご支援をお願いいたします。

日誌

2007.10.21~11.5

作成:水熊克哉、林公則

EU=欧州連合 / GCC=湾岸協力会議 / IAEA=国際原子力機関 / ISIS=科学安全保障国際研究所 / MD=ミサイル防衛 / MDA=米ミサイル防衛庁 / THAAD=戦域高高度地域防衛

10月21日 チェニエー米副大統領、バージニア州で講演。イランが核開発を継続すれば、重大な結果を与える用意があると警告。

10月21日 崔泰福北朝鮮最高人民会議議長、シリアを訪問、オタリ首相と会談。

10月22日 ニューヨークで6か国協議米朝実務者協議。

10月22日 サルコジ仏大統領、パリのエリゼ宮でイスラエルのオルメルト首相と会談。イランの核問題について見解が一致。

10月22日付 インド与野党、米印原子力協定に反対。協定の実施、困難に。

10月22日付 国連のクラスター爆弾に賛成の方針が明かに。爆弾禁止条約の早期締結と爆弾使用・輸出の即時凍結を国連加盟国に求める。

10月23日 イランのジャリイ核問題対外交渉責任者、イタリアのローマでEUソナラ共通外交・安全保障上級代表と初会談。

10月24日 米ISIS、イスラエルが9月に空爆したシリアの施設が北朝鮮の核施設に類似と報告。

10月25日 米ライス国務長官とポールソン財務長官、イランへの追加制裁を発表。

10月25日付 寧辺の黒鉛減速炉からの燃料棒の取り出しと2次冷却システムの撤去で米朝が合意していたことが明らかに。

10月26日 ブーチン・ロ大統領、米の欧州MD配備計画を「キューバ危機」に状況が似ていると批判。

10月26日 ジャリイ、イラン核問題対外交渉責任者、米によるイランへの追加制裁について、自国のウラン濃縮計画は継続。

10月27日 MDA、ハワイ沖でのTHAADの迎撃実験に成功と発表。成功は4回目。

10月29日 板門店の韓国側施設「平和の家」で6か国協議「経済およびエネルギー」作業部会。

10月29日 陳水扁台湾総統、過去における自国の核兵器開発を初めて公式に認める。今後の開発の可能性は否定。

10月29日 エジプトのムバラク大統領、原子力発電所を数基建設する計画を発表。

10月29日付 米8州が劣化ウラン弾による健康被害検査の改善を要求。帰還兵に健康検査の徹底を求める。

10月30日 ベルギーのブリュッセルでオスロプロセスの欧州地域会議。クラスター爆弾の禁止条約の策定を目指す。

10月30日 ラブコフ・ロ外相、イランでアフマディネジャド大統領、モッタキ外相と会談。米によるイランへの追加制裁を非難。

10月30日 国連総会第1委員会(軍縮)日本提案の核兵器廃絶決議を採択。14年連続。

11月1日 国連総会第1委員会、ニュージーランドなどが提出した、核発射体制の緩和を求める決議を採択。(前号参照)

11月1日 米核専門家チーム、北朝鮮・寧辺の核施設の無能力化作業にむけて北京から空路で

平壤に。

11月1日 イランのアフマディネジャド大統領、米による自国への追加制裁に欧州諸国が追随するならば、対抗措置をとると表明。

11月3日 高村外相、中国に残った旧日本軍のものとされる遺棄化学兵器について、立証責任は日本と発言。

11月5日 米核専門家チーム、北朝鮮・寧辺の核施設で無能力化作業に着手。

11月5日付 GCC加盟6か国、ウラン濃縮施設を中東以外の中立国に共同で設立し、イランへの濃縮ウラン供給を提案と報道。

沖縄

10月22日 普天間代替施設建設の環境影響評価で、沖縄防衛局が環境アクセス方法書に対する住民意見の概要書を提出。

10月24日付 普天間代替施設建設をめぐる再編日米協議で、米側が大型岸壁を要求していたことが判明。

10月25日付 沖縄に寄港していた米原潜が原子炉の点検を一ヶ月以上怠っていた上、点検記録を改ざんしていたことが判明。

10月25日 民間地における米軍機墜落事故を想定した日米合同訓練を実施。

10月26日 沖縄防衛局長が、普天間代替施設に米軍が戦闘機装弾場の建設を計画していることを明言。

10月30日 嘉手納基地のF15など8機が早朝離陸。屋良で騒音92デシベル。今年6回目。

10月31日 仲井真知事が福田首相と会談。普天間代替施設建設問題の早期解決を要望。

11月1日 普天間騒音訴訟で、原告・被告双方が最終準備書面を陳述。

11月5日付 在日米軍再編合意に基づくキャンブ・ハンセン共同使用問題で、金武町などが共同使用受入方針を固めたことが判明。

今号の略語

- BRAC = 基地閉鎖再編
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- FMCT = 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- GAO = 会計検査院
- GIMDP = グラム統合軍事開発計画
- GPR = 世界的態勢見直し
- IGPBS = 統合世界態勢と基地配置戦略
- JBIC = 国際協力銀行
- NATO = 北大西洋条約機構
- NEPA = 国家環境政策法
- NPT = 核不拡散条約
- NSG = 核供給国グループ
- SAC = 米戦略空軍
- USPACOM = 米太平洋軍司令部

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 大滝正明、津留佐和子、中村和子、林公則、樋口征子、福井拓也、梅林宏道